会則について

サークル活動を進めるためには、最低限必要な約束ごと（会則）を決め、
明確な運営をしましょう

【例】会則の項目

ａ).会の名称
ｂ).会の目的と活動
ｃ).会員資格
ｄ).役割分担
ｅ).会費とその使途　　休会や退会の扱いについても取り決めておくと良い
ｆ).会計の報告

****

【例】

○○○○サークル　会則

（名称）
第１条　本会の名称は「○○○○」サークルと称する

（目的）
第２条　本会は△△（活動内容）を通じて地域会員の親睦を図り、技術の
修練・学習と健康保持に努める

（活動）
第３条　活動は原則として毎週○曜日・午後○時～○時とする

（役員）
第４条　１、本会に次の役員をおく
代　表　　１名
副代表　　１名
会　計　　１名
２、役員の任期は１年とする。ただし再任はさまたげない

（会費）
第５条　１、本会の経費は会員の会費をもってあてる
入会金は△△△円とする
会費は月額△△△円とし、月初めに会計に納入する

２、会費は施設使用料、講師謝礼、その他事務費にあてる

（その他）
第６条　本会則に定めていない事項、または疑義の生じたときはその都度協議する

附　則　この会則は　　年　　月　　日から施行する

※会則は原本を各サークルで保管し、公民館への提出にはコピーを添付してください。

新所沢東公民館